

# 熊本市 ICT 活用工事（付帯構造物設置工） 試行要領

## 1 目的

本要領は、熊本市が発注する土木工事において、「ICTを全てまたは一部に活用する工事（付帯構造物設置工）」（以下、「ICT活用工事（付帯構造物設置工）」という）を試行するために必要な事項を定めたものである。

なお、ICT活用工事（付帯構造物設置工）は、受注者が希望し、受発注者間で協議が整った場合に施工できる「受注者希望型」にて実施するものとする。

## 2 ICT活用工事（付帯構造物設置工）

### （1）概要

ICT活用工事（付帯構造物設置工）とは、次に示す1）2）4）5）の全てもしくは一部の施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。

- 1) 3次元起工測量
- 2) 3次元設計データ作成
- 3) 該当無し
- 4) 3次元出来形管理等の施工管理
- 5) 3次元データの納品

ICT活用工事（付帯構造物設置工）はICT活用工事（土工）、ICT活用工事（土工1,000m<sup>3</sup>未満）又はICT活用工事（舗装工）の関連施工工種として実施することとする。

施工プロセス区分	ICT 全活用	ICT 一部活用
1) 3次元起工測量	○	—
2) 3次元設計データ作成	○	○
3) ICT建設機械による施工（該当なし）	—	—
4) 3次元出来形管理等の施工管理	○	○
5) 3次元データの納品	○	○

### （2）内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の1）～5）によるものとする。

#### 1) 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記①～⑧から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、ICT活用工事（土工）等の起工測量データ等を活用することができる。

- ①空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- ②地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ③TS等光波方式を用いた起工測量
- ④TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- ⑤RTK-GNSSを用いた起工測量
- ⑥無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ⑦地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

## ⑧その他の3次元計測技術を用いた起工測量

### 2) 3次元設計データ作成

1) で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT活用工事(土工)、ICT活用工事(土工 1,000m<sup>3</sup>未満)又はICT活用工事(舗装工)と合わせて行うが、ICT活用工事(付帯構造物設置工)の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。TIN形式でのデータ作成は必須としない。

### 3) ICT建設機械による施工

付帯構造物設置工においては該当無し

### 4) 3次元出来形管理等の施工管理

ICT活用工事(付帯構造物設置工)の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。

#### ① 出来形管理

下記ア)～キ)の技術から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとする。

- ア) TS等光波方式を用いた出来形管理
- イ) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- ウ) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- エ) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- オ) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- カ) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- キ) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

なお、監督職員との協議の上で他の計測技術による出来形管理を行っても良い。

#### ② 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。

#### ③ 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは側線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

### 5) 3次元データの納品

当該工事で作成した3次元データを電子納品する。

上記のほか、監督・検査についても、3次元データに対応した要領等により実施するものとする。別添-1に、ICT活用工事に用いる施工技術と適用する要領を示す。

## (3) 対象工事

ICT活用工事(付帯構造物設置工)の対象工事は、ICT活用工事(土工)、ICT活用工事(土工 1,000m<sup>3</sup>未満)又はICT活用工事(舗装工)において次の対象工種を含む工事の

うち、現場条件等から施工性を勘案し、発注者が指定する工事とする。

#### 1) 対象工種

ICT活用工事（付帯構造物設置工）の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

- ・コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）  
（コンクリートブロック張）  
（連節ブロック張）  
（天端保護ブロック）
- ・緑化ブロック工
- ・石積（張）工
- ・側溝工（プレキャストU型側溝）  
（L型側溝）  
（自由勾配側溝）
- ・管渠工
- ・暗渠工
- ・縁石工（縁石・アスカーブ）
- ・基礎工（護岸）（現場打基礎）
- ・基礎工（護岸）（プレキャスト基礎）
- ・海岸コンクリートブロック工
- ・コンクリート被覆工
- ・護岸付属物工

#### 2) 適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

### 3 実施方法

#### (1) 実施方法

ICT活用工事（土工）、ICT活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup>未満）又はICT活用工事（舗装工）における関連施工工種とするため、ICT活用工事（付帯構造物設置工）単独での発注及び単独での実施は行わない。

#### (2) 発注における施工条件の明示

対象工事の発注にあたっては、特記仕様書にその旨を記載する。記載例を別添-2のとおり示すが、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

#### (3) 工事費の積算

##### 1) 受注者希望型における積算方法

発注者は、発注に際してはICTを活用しない従来工法で積算を実施する。

契約後、ICT活用工事（付帯構造物設置工）を実施することが受発注者間で協議が整った場合、「熊本市土木工事標準積算基準書」及び国土交通省から発出されている積算要領（表-1. 積算要領）に基づき設計変更する。

なお、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費については、受注者にその費用について見積依頼を行い、経費を計上する。

《表－１．積算要領》

区分	準用する要領の名称	発行元
付帯構造物	別紙－１２	
設置工	ICT活用工事（付帯構造物設置工）積算要領	国土交通省

#### 4 実施手続き

##### （１）実施手続き

受注者は、２（１）の１）２）４）５）の全てもしくは一部の施工プロセスにおいてICTを活用した工事を行う希望がある場合、発注者へ協議書でICT活用工事計画書（別添－３）及び内容等が確認できる資料を提出し、協議が整った場合にICT活用工事（付帯構造物設置工）として実施することが出来る。

##### （２）実施フロー

ICT活用工事（付帯構造物設置工）の実施フローについては、原則、別添－４によるものとする。

#### 5 適用する要領、基準類

ICT活用工事（付帯構造物設置工）を実施した場合の施工に伴い必要となる調査・測量・施工・電子納品・検査についての要領・基準類は、ICT活用工事（付帯構造物設置工）に関する要領、基準類（別添－１及び別添－６）により実施する。

なお、運用以降に要領・基準類の改定及び新たに基準類が定められた場合は、監督職員と協議の上、最新の基準類を踏まえ実施するものとする。受注者は、使用する基準類を施工計画書に明示（別添－６を参考に使用する基準類を抜粋し、制定・改定日欄を最新のものを記載）し、施工を開始すること。

#### 6 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用工事（付帯構造物設置工）を実施するに当たっては、ICT活用工事（付帯構造物設置工）に関する要領、基準類（別添－１及び別添－６）により施工管理・監督・検査を実施するものとし、監督職員及び検査員は、受注者に従来手法との二重管理を求めないものとする。

また、監督・検査に係る機器（３次元データを閲覧可能なパソコン等）は受注者が準備するものとする。

#### 7 その他

本要領によるICT活用工事の実施にあたり疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

#### 附則

この要領は、令和６年（２０２４年）２月２９日契約依頼分から適用する。

別添－１ ICT活用工事（付帯構造物設置工）に用いる施工技術と適用する要領、基準類

- 別添－２ 特記仕様書の記載例
- 別添－３ I C T活用工事（付帯構造物設置工）計画書
- 別添－４ I C T活用工事実施フロー
- 別添－５ ３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費の見積
- 別添－６ I C T活用工事に関連する要領、基準

## ICT活用工事（付帯構造物設置工）に用いる施工技術と適用する要領、基準類

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理 【要領一覧】参照	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量/ 3次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量（土工）	測量	-	○	○	①、②、⑭、 ⑮、⑯	
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量（土工）	測量	-	○	○	①、③、⑰	
	TS等光波方式を用いた起工測量（土工）	測量	-	○	○	①、⑥	
	TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量（土工）	測量	-	○	○	①、⑦	
	RTK-GNSSを用いた起工測量（土工）	測量	-	○	○	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量（土工）	測量	-	○	○	①、④、⑭、⑮	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量（土工）	測量	-	○	○	①、⑤	
	TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術（舗装工事編）	出来形計測	-	○	○	⑨、⑩	付帯構造物設置工
	TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術（護岸工事編）	出来形計測	-	○	○	⑪、⑫	護岸工
3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	-	○	○	①、⑬	護岸工	

## 【関連要領等一覧】

①	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 - 国土交通省
②	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） - 国土交通省
③	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） - 国土交通省
④	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） - 国土交通省
⑤	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） - 国土交通省
⑥	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） - 国土交通省
⑦	TS（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） - 国土交通省
⑧	RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） - 国土交通省
⑨	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 - 国土交通省
⑩	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工編）（案） - 国土交通省
⑪	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編 - 国土交通省
⑫	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（護岸工編）（案） - 国土交通省
⑬	3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案） - 国土交通省
⑭	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領 - 国土交通省
⑮	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準 - 国土地理院
⑯	UAVを用いた公共測量マニュアル（案） - 国土地理院
⑰	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案） - 国土地理院

【凡例】○：適用可能、 -：適用外

## 特記仕様書の記載例（「受注者希望型」）（ICT活用工事）

## 第〇〇条 ICT活用工事について（「受注者希望型」）

- 1 本工事は、ICT活用工事（〇〇※<sup>1</sup>）の対象工事である。

（※<sup>1</sup>：ICT活用工事の主たる工種を1つ指定し、上記〇〇に記載する  
土工(1000m<sup>3</sup> 未満含む)、舗装工、舗装工（修繕工）、法面工など）

- 2 ICT活用工事とは、次に示す①～⑤の全てもしくは一部の施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。ただし、一部活用の場合は、対象工種の「熊本市ICT活用工事試行要領」に示すタイプのいずれかを採用することとする。
  - ① 3次元起工測量
  - ② 3次元設計データ作成（必須）
  - ③ ICT建設機械による施工
  - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
  - ⑤ 3次元データの納品（必須）
- 3 受注者は、前項の全てのプロセスもしくは一部の施工プロセスにおいてICT活用工事を行う希望がある場合、発注者へ協議書でICT活用工事の計画書（別添-3）及び内容を確認できる資料を提出し、協議が整った場合にICT活用工事として実施することが出来る。
- 4 受注者は、第1項で指定した工種に加え、その他の工種においてもICT活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に、他工種についてもICT活用工事として実施することができる。
- 5 ICT活用工事の実施に当たっては、本特記仕様書及び対象工種の「熊本市ICT活用工事試行要領」によることとし、疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。
- 6 ICT活用工事の費用について  
受注者が、契約後、施工計画書の提出までに発注者との協議が整い、ICT活用工事を実施する場合は、対象工種の「熊本市ICT活用工事試行要領」に基づき、設計変更の対象とする。

## ICT活用工事（付帯構造物設置工）計画書

チェック欄 ※実施項目に☑	施工プロセス の段階	作業内容	採用する技術 番号	技術番号・技術名
☐	① 3次元起工測量	/		1. 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2. 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3. TS等光波方式を用いた起工測量 4. TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5. RTK-GNSSを用いた起工測量 6. 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 7. 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 8. その他の3次元計測技術を用いた起工測量 [ 8. を選択した場合の技術名称： ]
☐	② 3次元設計データ 作成	/		※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ ICT建設機械による 施工	/		
☐	④ 3次元出来形管理 等の施工管理	☐ 出来形		1. TS等光波方式を用いた出来形管理 2. TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 3. 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理（経費補正適用） 4. 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理（経費補正適用） 5. 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理（経費補正適用） 6. 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理（経費補正適用） 7. 上記3）～6）に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理（経費補正適用） [ 7. を選択した場合の技術名称： ]
☐	⑤ 3次元データの納品	/		

注1) ICT活用工事の詳細については、「ICT活用工事（付帯構造物設置工）試行要領」及び特記仕様書によるものとする。☐

注2) 採用する技術番号欄には、複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。  
 （「採用する技術番号」欄の記載例：「1」、「1, 3」）

注3) ①、④において、「その他の・・・」を選択した場合は、その技術名称を記載すること。

注4) 一部活用の場合は、下表にあるタイプを採用すること。

施工プロセス区分	ICT 全活用	ICT 一部活用
1) 3次元起工測量	○	—
2) 3次元設計データ作成	○	○
3) ICT建設機械による施工（該当なし）	—	—
4) 3次元出来形管理等の施工管理	○	○
5) 3次元データの納品	○	○







## 見積依頼(例)

報告希望日： 令和●年●月●日

調査条件： 特になし

工事名： ●●●●工事

会社名	
役職/指名	
Tel	

番号	資材名	規格(形状寸法・品質規格)	単位	使用 (予定) 数量	市況 ゾーン	特記事項	図面 番号
1	3次元起工測量	ICT活用 施工規模〇〇m2 (諸経費を含む)	式	1	熊本	詳細は見積 条件の通り	—
	1. 作業計画						
	2. 標定点及び検証点の 設置・計測						
	3. 対空標識の設置						
	4. 標定点の設置・計測						
	5. 細部測量						
	6. 3次元形状復元						
	7. 数値編集						
	8. 3次元点群データの作成						
	9. 起工測量計測データの作成						
	10. 精度確認						
	11. 現場準備・後片付け						
	12. 諸経費						
2	3次元データ作成費	ICT活用 施工規模〇〇m2 (諸経費を含む)	式	1	熊本	詳細は見積 条件の通り	—
	1. 3次元設計データ作成						
	2. 諸経費						

## 見積条件 (例)

工事名: ●●●●●●工事

- ※ 3次元起工測量の内容及び見積条件は下記を想定しています。
- ※ 3次元起工測量費の見積は1式にて依頼していますが、下記項目毎の細別金額も報告をお願いします。
- ※ 下記に記載している作業がない場合は、0（ゼロ）と記載して報告をお願いします。
- ※ 周辺地権者交渉および関係機関協議にかかる費用は、間接費に含まれます。
- ※ 見積書は、一般管理費等、諸経費込みの価格を明示願います。
- ※ 現地に適した3次元計測技術が下記によらない場合は、必要な作業内容の報告をお願いします。

## 1. 作業計画

UAVの撮影計画においては所定のラップ率、地上画素寸法が確保できる飛行経路および飛行高度を算出するソフトウェアを用いて揚重能力とバッテリー容量に留意の上、撮影計画を立案する。LS計測においても設置位置の選定を含めた計測計画の立案に係る作業。

## 2. 標定点及び検証点の設置・計測

空中写真測量（UAV）による計測結果を3次元座標へ変換するための標定点と精度確認用の検証点を設置する。標定点および検証点は工事基準点、あるいは工事基準点からTSを用いて計測を行う。

## 3. 対空標識の設置

標定点および検証点の写真座標を測定するため、標定点および検証点に一時標識を設置する。なお、上述の「標定点および検証点の設置・計測」と同時に実施し、新たな作業が発生しなかった場合は計上しない。

## 4. 標定点の設置・計測

標定点を用いてLSによる計測結果を3次元座標へ変換、あるいは複数回の計測結果を、標定点を用いて合成する場合は標定点を設置する。

## 5. 細部測量

UAVによる測量の場合は航空法に基づく「無人航空機の飛行機に関する許可・承認の審査要領」の許可要件に準じた飛行マニュアルを作成の上、マニュアルに沿って安全に留意した空中写真測量を行う。

（空中写真測量の実施）LSによる計測の場合はレーザー出来形管理要領に従い、計測の留意点に配慮して計測を行う。（LS計測の実施）

## 6. 3次元形状復元

標定点と特徴点の写真座標等を用いて、空中写真の外部標定要素及び地形・地物の3次元形状を復元する。

## 7. 数値編集

必要に応じて3次元点群から不良な点を除去する作業

## 8. 3次元点群データの作成

「空中写真出来高管理要領」及び「レーザー出来高管理要領」に従って3次元点群データファイルを作成する。

## 9. 起工測量計測データの作成

点群データを対象にTINを配置し、起工測量計測データを作成する。

## 10. 精度確認

点群データ上での検証点の座標とTSを用いて設置した検証点の座標の真値を比較し、許容誤差以内であることを確認する。

## 11. 現場準備・後片付け

屋外作業をする際の準備・後片付け（ただし、通勤時間は除く）

## 12. 諸経費

※ 3次元設計データ作成費については、数量算出も含む。

ICT活用工事に関する要領、基準類

番号	名称	発行元	制定日 改定日 (※1)	工種											
				土工	舗装工	河川 浚渫	作業 土工 (床掘 )	付帯 構造 物設 置工	法面 工	地盤 改良 工	舗装 工 (修繕 工)	土工 (1000 m <sup>3</sup> 未 満)	小規 模土 工	構 造物 工 (橋台 ・橋 脚)	
1	作業規則の準則	国土地理院	R5.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領	国土交通省	R4.10	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)	国土地理院	R5.6	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	UAVを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H29.3	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H30.3	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編	国土交通省	R5.3	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)	国土交通省	R5.3	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工)	国土交通省	R5.3	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工)	国土交通省	R5.3	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	TS(ノンブリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工)	国土交通省	R5.3	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	R5.3	○								○	○	○	○
15	地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工)	国土交通省	R5.3	○								○	○	○	○
16	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編	国土交通省	R5.3	○		○						○	○	○	○
17	音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)	国土交通省	R5.3	○		○						○	○	○	○
18	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)	国土交通省	R5.3	○		○						○	○	○	○
19	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編	国土交通省	R5.3	○	○			○				○	○	○	○
20	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装)	国土交通省	R5.3	○	○			○				○	○	○	○
21	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(案)	国土交通省	R5.3	○				○	○			○	○	○	○
22	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領	国土交通省	R3.3	○								○	○	○	○
23	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領	国土交通省	R2.3	○								○	○	○	○
24	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)	国土交通省	R5.3		○							○			
25	TS(ノンブリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)	国土交通省	R5.3		○							○			
26	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領(舗装工事)	国土交通省	R5.3		○							○			
27	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編	国土交通省	R5.3	○				○				○	○	○	○
28	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編)(案)	国土交通省	R5.3					○				○	○	○	○
29	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編	国土交通省	R5.3	○					○			○	○	○	○
30	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固化工(中層混合)	国土交通省	R5.3								○				
31	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラ)	国土交通省	R5.3								○				
32	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤)	国土交通省	R5.3								○				
33	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工))	国土交通省	R5.3								○				
34	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)路面切削工編	国土交通省	R5.3									○			
35	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(路面切削工編)(案)	国土交通省	R5.3									○			
36	地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(路面)	国土交通省	R5.3									○			
37	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(路面切削工編)(案)	国土交通省	R5.3									○			
38	ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針	国土交通省	R5.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	・別紙2: ICT活用工事(土工)積算要領	国土交通省	R5.4(※2)	○								○	○	○	○
40	・別紙4: ICT活用工事(作業土工(床掘))積算要領	国土交通省	R5.4(※2)				○								
41	・別紙6: ICT活用工事(土工1000m <sup>3</sup> 未満)積算要領	国土交通省	R5.4(※2)									○	○	○	○
42	・別紙8: ICT活用工事(小規模土工)積算要領	国土交通省	R5.4(※2)									○	○	○	○
43	・別紙10: ICT活用工事(法面工)積算要領	国土交通省	R5.4(※2)						○						
44	・別紙12: ICT活用工事(付帯構造物設置工)積算要領	国土交通省	R5.4(※2)					○							
45	・別紙16: ICT活用工事(地盤改良工)(安定処理)積算要領	国土交通省	R5.4(※2)								○				
46	・別紙17: ICT活用工事(地盤改良工)(中層混合処理)積算要領	国土交通省	R5.4(※2)								○				
47	・別紙18: ICT活用工事(地盤改良工)(スラリー攪拌工)積算要領	国土交通省	R5.4(※2)								○				
48	・別紙22: ICT活用工事(河川浚渫)積算要領	国土交通省	R5.4(※2)			○									
49	・別紙23: ICT活用工事(砂防土工)積算要領	国土交通省	R5.4(※2)	○								○	○	○	○
50	・別紙24: ICT活用工事(河床等掘削)積算要領	国土交通省	R5.4(※2)	○								○	○	○	○
51	・別紙26: ICT活用工事(舗装工)積算要領	国土交通省	R5.4(※2)		○										
52	・別紙28: ICT活用工事(舗装工(修繕工))積算要領	国土交通省	R5.4(※2)									○			
53	・別紙32: ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))積算要領	国土交通省	R5.4(※2)												○
54	・別紙33: ICT活用工事にかかる見積り書の依頼について	国土交通省	R5.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(※1) 本試行要領運用以降に要領・基準類の改定及び新たに基準類が定められた場合は、監督職員と協議の上、最新の基準類を踏まえ実施するものとする。(試行要領5. 適用する要領・基準類)  
(ICT活用工事積算要領(※2)を除く)

(参考) 国土地理院ホームページ  
<https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/>  
 国土交通省ホームページ  
[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000051.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html)